

蔵タク・ふれあいバス乗継制度の見直し（廃止）に伴う蔵タク運賃の改定について

1 運賃改定の理由等

蔵タク運賃が割引となる蔵タク・ふれあいバス乗継制度（制度については別紙参照）の見直し（廃止）に伴い、運賃の改定を行うものです。

2 見直しに伴う運賃改定

現行の旅客運賃区分の内、バス乗継拠点施設への送迎（乗車地区及び隣接地区内に限る）を廃止します。

【現行運賃】

旅客運賃

| 区分 | 普通運賃 |
|----------------------------------|-------|
| 一般（中学生以上） | 400 円 |
| 障がい者及び障害者と同乗し介護する方 | 200 円 |
| 3歳から小学生 | 200 円 |
| バス乗継拠点施設への送迎 (乗車地区及び隣接地区内に限る) | 100 円 |
| 3歳未満 | 無料 |

【改定後】

旅客運賃

| 区分 | 普通運賃 |
|--------------------|-------|
| 一般（中学生以上） | 400 円 |
| 障がい者及び障害者と同乗し介護する方 | 200 円 |
| 3歳から小学生 | 200 円 |
| 3歳未満 | 無料 |

3 運賃改定予定日

令和8年10月1日

蔵タク・ふれあいバス乗継制度について

1 乗継制度の趣旨

蔵タク・ふれあいバス乗継制度は、地区毎にバス乗継拠点施設（24か所）を指定し、地区内もしくは隣接地区内の乗継拠点施設で蔵タクとふれあいバスを乗り継ぐことにより、蔵タクのみでの移動より運賃総額が安く移動できる制度です。

2 乗継制度見直し（廃止）の背景

- ・本制度では、乗継拠点施設まで蔵タクで送迎する場合に一律に蔵タク運賃に割引を適用していますが、調査の結果、乗継拠点施設において蔵タクとバスとを乗り継ぎして目的地まで移動する利用者はいませんでした。
- ・地域により利用可能な乗継拠点施設数や乗継可能なバス路線に偏りがあり、市の中心部から離れた地区の方にとって利用しにくい制度となっています。